

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

総務専門部会

行政一般分科会

協議項目		各種事務事業の取扱い			協議細目	防災関係事業
調整の方針		<p>地域防災計画については、新市において速やかに策定するものとする。</p> <p>伊自良村及び美山町の防災行政無線(同報系)の運用は現行のとおりとし、関係機関と協議の上、新市において速やかに周波数の統一を図り、遠隔操作設備を市庁舎及び消防本部に整備するものとする。</p> <p>防災行政無線(移動系)の運用については、当分の間は現行のとおりとし、関係機関と協議の上、新市において速やかに3町村の周波数の統一を図るものとする。</p>				
項目		高富町	伊自良村	美山町	備考	
地域 防災 計画	目的	<p>災害対策基本法第42条の規定に基づき、高富町防災会議が作成する計画であって、高富町地域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧計画に関する事項を定め、防災活動を総合的かつ計画的に実施することによって、防災の万全を期し住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって社会秩序の維持及び公共の福祉の確保に資することを目的とする。</p>				
	主な概要	<p>1. 一般対策計画編</p> <p style="padding-left: 20px;">総則</p> <p style="padding-left: 20px;">災害予防計画</p> <p style="padding-left: 20px;">災害応急対策</p> <p style="padding-left: 20px;">災害復旧計画</p> <p style="padding-left: 20px;">高富町水防計画</p> <p>2. 地震災害対策計画編</p> <p style="padding-left: 20px;">総則</p> <p style="padding-left: 20px;">地震災害予防対策</p> <p style="padding-left: 20px;">地震災害応急対策</p> <p style="padding-left: 20px;">地震災害復旧対策</p>	<p>1. 風水害等災害対策計画編</p> <p style="padding-left: 20px;">総則</p> <p style="padding-left: 20px;">災害予防計画</p> <p style="padding-left: 20px;">災害応急対策</p> <p style="padding-left: 20px;">災害復旧計画</p> <p>2. 地震災害対策計画編</p> <p style="padding-left: 20px;">総則</p> <p style="padding-left: 20px;">地震災害予防対策</p> <p style="padding-left: 20px;">東海地震の予知に係る対策</p> <p style="padding-left: 20px;">地震災害応急対策</p> <p style="padding-left: 20px;">地震災害復旧対策</p>	<p>1. 風水害等災害対策計画編</p> <p style="padding-left: 20px;">総則</p> <p style="padding-left: 20px;">災害予防計画</p> <p style="padding-left: 20px;">災害応急対策</p> <p style="padding-left: 20px;">災害復旧計画</p> <p>2. 地震災害対策計画編</p> <p style="padding-left: 20px;">総則</p> <p style="padding-left: 20px;">地震災害予防対策</p> <p style="padding-left: 20px;">東海地震の予知に係る対策</p> <p style="padding-left: 20px;">地震災害応急対策</p> <p style="padding-left: 20px;">地震災害復旧対策</p>		
参考法令		<p>災害対策基本法(抄)</p> <p>(市町村地域防災計画)</p> <p>第42条 市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。)は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない。</p> <p>2 市町村地域防災計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(1) 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(2) 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画</p> <p>(3) 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の地域に係る防災に関し市町村防災会議が必要と認める事項</p> <p>3～5 省略</p>				

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

総務専門部会

行政一般分科会

協議項目		各種事務事業の取扱い		協議細目	防災関係事業	
調整の方針						
項目	高富町	伊自良村	美山町	備考		
防災行政無線 (同報系)	設置目的			行政需要の多様化と情報化時代に対応し、行政連絡と住民生活に必要な情報を正確かつ迅速に伝達し、住民の意識向上を図ると共に災害等非常時の連絡施設として設置している。	防災、応急救助、災害復旧等に関する業務を遂行することを主たる目的として設置している。	
	固定局 (親局)	呼称	防災行政無線(同報系)設備はないが、「高富町有線テレビ」の自主放送により、区域内に情報提供している。 各集落に46ヵ所設置された屋外拡声器により定時放送(時報)、行政連絡放送、緊急放送(災害時)を実施している。 告知放送端末機を設置している世帯には、定時放送等を音声により知らせている。		こうほういじら	こうほうみやま
		周波数			68.805MHz	57.260MHz
		設置場所			伊自良村役場庁舎 無線室	美山町役場庁舎 無線室
		定時放送(時報)			3回/日(午前7時・正午・夕方) 夕方：午後4時30分～午後6時(季節により時間調整)	3回/日(午前6時・正午・夕方) 夕方：10月～5月は午後5時、6月～9月は午後6時
		随時放送			各課からの行政連絡	各課からの行政連絡
	緊急放送	災害発生時 警報発令時 等	災害発生時 警報発令時 等			
	中継所	無	し	1ヵ所(美山町佐野地区) 68.205MHz		
	屋外拡声子局	無線	18ヵ所(アンサーバック機能付)		41ヵ所(アンサーバック機能付)	
		有線	1ヵ所		1ヵ所	
		放送内容	各地区区長・消防団班長に一任(利害関係が発生する内容等の放送は禁止)		各地区区長・消防団副分団長に一任(営利関係内容の放送は禁止)	
	戸別受信機	設置対象	村内に住所を有する者の世帯 公共団体の施設 その他村長が必要と認める事業所等		町内に居住する家屋 公共団体の施設 その他町長が特に必要と認めたもの	
		設置基準	原則1世帯等につき1台		原則1台	
		H14.5.1現在設置台数	865台		2,984台	
貸与方法		無償貸与		無償貸与		

アンサーバック機能
拡声子局の受信確認等の動作状態等を親局に対して、信号送出できる機能。
この機能を利用して、音声により親局との通信も可能。
美山町は、子局8ヵ所に雨量・気温・水位テレメーター機能が装備されている。

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

総務専門部会

行政一般分科会

協議項目		各種事務事業の取扱い		協議細目	防災関係事業	
調整の方針						
項目		高富町	伊自良村	美山町	備考	
防 災 行 政 無 線 (移 動 系)	設置目的	町本部と集落、災害現場等の相互通信を確保することにより、災害時において十分な情報の収集、伝達等を円滑にする。		村本部と集落、災害現場等の相互通信を確保することにより、災害時において十分な情報の収集、伝達等を円滑にする。		
	基地局	呼称	行政たかのみ	ぎょうせいいじら	ぎょうせいみやま	
		周波数	466.825MHz	466.6375MHz	153.730MHz	
		設置場所	高富町役場庁舎 放送室	伊自良村役場庁舎 無線室	美山町役場庁舎 無線室	
		通信内容	災害発生時の情報伝達 行政事務連絡 等		災害発生時の情報伝達 行政事務連絡 等	
	陸上移動局	車載型	8台(5W)	6台(5W・広域共通波装備) ----- 5台(5W)	12台(10W)	
			2台(5W)	1台(5W・防災相互波のみ装備) ----- 2台(5W)	9台(10W)	
		携帯型	7台(5W・広域共通波装備) ----- 2台(5W)	5台(5W・広域共通波装備) ----- 10台(4W・広域共通波装備)	10台(5W・防災相互波装備) ----- 2台(1W)	
			15台(1W・広域共通波装備) ----- 12台(1W)	13台(1W)		